

## 令和 7 年度の丹後震災記念館耐震化・利活用検討事業について

1. 基本計画作成

- 委員会を 3 回開催し、具体的な活用方法等を示す基本計画（構想）を作成。
- 昨年度に引き続き「丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会」のまま運用。
  - 【第 1 回】7 月 30 日（水）10 時 15 分～11 時 15 分 … 今年度事業の説明
  - 【第 2 回】9 月 30 日（火）14 時 10 分～15 時 30 分 … 基本計画作成
  - 【第 3 回】11 月 26 日（水）14 時 10 分～15 時 30 分 … 基本計画作成完了

情報共有しながら調査実施・計画作成

2. 保存活用に向けた建物調査等

- 再度の耐震診断調査 … 業者契約済。近日中に実施予定。
- 耐震改修にかかる工法調査と概算調査
- 割れている窓ガラスの応急修繕

## その他報告事項

3. 機運醸成

- 丹後震災記念館の内部公開に関する教育委員会内規作成（5/30 作成済）
  - 6/28 京都府建築士会の現地調査において一般参加者随伴にて立入。
- 文化庁補助金デジタルアーカイブ事業
  - 京都府文化政策室が府内 11 館を実行委員会形式で取りまとめ申請済。
  - 本市は、震災関係資料のデジタル化や丹後震災記念館の 3D 作成・公開を行う予定。
- 北但震災 100 年
  - 今夏に丹後古代の里資料館にて企画展示開催すべく調整中。
- 丹後震災記念展（3 月頃に例年開催、開催場所を要検討）



6 月 28 日 建築士会

4. その他

- 建物改修にあたっての法規制関係（丹後土木事務所に確認の結果）
  - 急傾斜地法の該当部分は、建物にかかっておらず、特に何も手続き必要ない。
  - 急傾斜地の範囲で伐採等の行為をする際には行為許可が必要。
  - 自然公園法、地すべり法、砂防法は該当しない。
  - 土砂法のみイエロー区域に建物がかかっているが、イエローであれば特に手続き不要。土砂災害特別警戒区域（レッド）には該当しない。